

『戸田市火災予防条例一部改正の概要』

多数の者の集合する催し（イベント）を開催するにあたり

（祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する火気を取扱う催し）

主催者・露店等開設者の義務となる事項 （条例による規制）

- 火気を取扱う露店等ごとに原則『**消火器の準備**』が必要。 【条例第18条～22条】
- 火気を取扱う露店等は『**露店等の開設届出書**』の提出が、あらかじめ必要。 【条例第45条】

さらに指定催しには

消防長が指定する催し

★指定催しとは 【条例第42条の2】

出店露店数が100以上の催し

- 「指定催し」は消防長が指定します。
- 事前に主催者へ通知します。
- 市民のみなさまに公示しお知らせします。

指定催しの主催者の義務

★主催者の義務 【条例第42条の3】

- 「防火担当者」を選任する。
- 防火担当者に火災予防上必要な業務計画書を作成させ、「防火管理業務」を行わせる。
- 「業務計画書」を消防機関に提出する。
- 計画の提出義務違反には罰則があります。

指定催し以外の催し

★指定以外の催しとは

出店露店数が100未満の催し

- PTA行事、自治会行事等も含まれます。
- 近親者のみで行うバーベキューなどは除きます。

主催者（露店等開設者）の義務

★主催者（露店等開設者）の注意事項

- 「消火器の準備」と「消防機関への事前の届出」
- 催し会場の防火管理の徹底。

- 催し当日の防火管理の徹底。（計画書の実践）
- 安全チェックシート等による安全点検の実施
- 消防機関の出自（現地指導・現地確認）

戸田市消防本部 予防課

お問い合わせ先：予防課 指導担当
048-420-2125